

介護人材育成の評価制度

「認証基準」作り促す

厚労省

すい環境、心身健康相を
談窓口の設置、地域住
民との交流など36項目
を参考にして認証基準を
作るよう促した。

(榎戸新)

厚生労働省は1日、都道府県に対し、介護事業者の人材育成の取り組みを一定の基準で評価し、認証を与える制度に関して通知を出した。既に京都府や青森県など20都道府県で行われているが、一定の枠組みを定めることで制度のさらなる普及を目指す。

求職者に分かりやすくすることで、業界全体の底上げを図る。地域の医療介護総合確保基金のメニューにも入っている。

都道府県（民間委託も可）は、委員会を設置して認証基準に沿って審査し、ロゴマークを付けるなどして幅広く周知する。

制度の目的は、人材育成に熱心な介護事業者を「見える化」し、産休・育休など休みや

また、介護事業者の負担が最小限になるよう求め、介護職員処遇改善加算の取得要件も勘案するよう促した。

未認証の事業者向けに説明会を開いたり、小規模事業者合同による取り組みを支援したりすることも求めた。